

私たち こんな活動しています!

弁護士業務センター

委員長 清水 敏 (63期)
Shimizu Satoshi

当委員会は、官公庁、自治体、企業（ベンチャー、中小企業、大企業まで）といった弁護士業務の領域拡大を推進する、いわば弁護士業務の開拓部隊です。また、これを担う個々の会員を研修や士業交流会を通じてサポートすることを目指した活動を行っています。

これから当委員会が、フロンティア・スピリッツを抱いて、失敗を恐れず挑戦をしながら弁護士業務の新領域を分け行かんとする当委員会の活動を紹介します。

行政連携部会

行政連携部会は、官公庁、自治体、独立行政法人と弁護士・弁護士会の連携を推進しています。

二弁の提供する「自治体向けサービス一覧」（ウェブサイト及びパンフレット）を通じた弁護士紹介依頼等への対応のほか、自治体内弁護士の任用支援（座談会の開催等）、空き家対策及び所有者不明土地等対策、包括外部監査、債権管理、行政不服審査法対応、例規整備などについての各種支援や、各種委員・講師の推薦等を行っています。

また、自治体法務研究会とも連携して、自治体職員、研究者、全国の自治体内弁護士との情報交換や交流も行っています。

中小企業支援部会

中小企業支援部会は、名前のとおり中小企業の支援に係る部会です。大きくは①創業支援、②事業承継、③各種法律相談対応、④その他に分けられ、部会員はそれぞれの興味のある分野で支援を行っています。具体的には、金融機関や区等の公的機関等の連携先での法律相談対応、これらの連携先から紹介事案対応等に加え、新たな連携先を開拓することにより、今まで弁護士に伝手がな



かった企業に対してリーチする活動をしています。東京の他の二会とも連携して、二弁内にとどまらず積極的に外にアプローチするという特性のある部会です。

業務サポート部会

業務サポート部会は、弁護士業務を多角的に支援することを目的としています。弁護士向けには、IT研修や各士業同士の交流会、他士業団体との勉強会など多彩な取り組みに関する企画・運営を行い、事務局向けにも独自の研修を行っています。現在、65期以降の若手会員を中心に活動しており、専門知識の共有やスキル向上を図りながら、部会員同士の交流も大切にしています。

企業内弁護士・社外役員部会

企業内弁護士・社外役員部会は、企業内弁護士の地位の向上と活動促進、及び弁護士の社外役員への就任の促進を図ることを目的としています。そのため、当部会は、企業内弁護士や社外役員に関するセミナーの開催や、企業内弁護士や社外役員に関する弁護士会内における施策の提言、社外役員候補者名簿の運営とその活用のための企業との連携協定を含めた施策の実現をするとともに、日本組織内弁護士協会や日本監査役協会など外部団体と連携を図っています。また部会開催時間や方法につき工夫を図り、法律事務所の弁護士のみならず、企業内弁護士の方々も大勢参加されており、情報交換の場ともなっています。

過去記事はこちらから▶



全ての性の平等に関する委員会

委員長 早田 由布子 (63期)
Hayata Yufuko

1 全ての性の平等に関する委員会について

当委員会は、1989年に「両性の平等に関する委員会」として発足し、社会および家庭での個人の尊厳と両性の平等をテーマに各種の活動を行ってまいりました。

そして現在では、当委員会の名称を「全ての性の平等に関する委員会」に変更し（2023年5月31日付け）、男女平等の問題に加えて、LGBTQの権利擁護等に関する問題にも積極的に取り組むなどして、活動の幅を広げています。

例えば、2024年2月には「経産省職員事件最高裁判決から考えるトランスジェンダーに関する法律実務」と題して、経産省事件の代理人を務められた先生らをお招きした研修を実施し、実務対応を含めた幅広い観点からの議論が行われました。

また、江戸川区人権・男女共同参画推進センターと共同で新たな法律相談を立ち上げ、当委員会から相談担当弁護士を派遣しています。法律相談は、日中の時間帯に週3回、夜間に月1回の頻度で実施しており、直接受任に至るケースもあります。受任する場合で、その内容が複雑であるときは、委員が共同で受任したり、委員会内で意見交換や情報共有を行ったりすることもあります。また近年、渉外離婚に関する相談が増えていることから、2024年10月には、「大韓民国家族法等に関する離婚関連法」と題する研修を開催するなど、実践的な知識を獲得する機会を積極的に設けています。

さらに、当委員会では、従前より特に女性が被害者となりやすいセクハラやDV事案についても積極的に関与してきました。対象者を女性に絞った法律相談（女性の権利相談、女性の権利110番）への相談員の派遣、各種のセクハラ研修への講師派遣やDV事件についての出張講義等を行ってい

ます。また2016年に出版した「ハラスメントの事件対応の手引き」（日本加除出版株式会社）については、2023年5月に、最新の裁判例などをさらに充実させた第2版を発行しています。

2 その他の活動

- ・司法修習生向けの選択型実務修習プログラム（司法におけるジェンダーバイアス、ジェンダーと労働等）の提供。
- ・毎年6月に日弁連からの依頼により一弁、当会共催で「女性のための無料ホットライン」の実施。
- ・会員から提出があった、育児期間の一般会費免除に伴う報告書を確認し、隔月で当会会報誌「NIBEN Frontier」にて紹介。
- ・新規登録研修や倫理研修等における「ハラスメント防止研修」の講師を担当。弁護士によるセクシャルハラスメントが複数報道されている現状に鑑み、その内容を精査、改訂もしています。

3 若手から見た当委員会

(75期・塚越 幹夫)

私は、登録直後より当委員会に所属し、今年で3年目となります。当委員会の魅力は、若手が活躍できる機会を与えてもらえる点にあると思います。執筆活動、講演活動、相談活動等がその例です。これらの活動によって養うことができる経験は、日々の業務に直結する貴重なものですから、このチャンスを逃すまいと思いながら、日々活動しています。また、先輩の先生方も、大変お忙しいにもかかわらず、丁寧に指導してくださいますし、何よりも温かい先生ばかりです。若手の同志が増えると、もっと活気にあふれた委員会になると思います。皆さんも是非ご参画ください。

過去記事はこちらから▶

